工事名	町営住宅東腰団地外部改修工事

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　秩父郡小鹿野町両神薄地内

２．敷地面積

３．工事種目（建物概要）　組積造　平屋建て　1棟あたり2戸長屋　床面積120m2/棟

工事対象棟数　３棟（１０７号室から１１２号室）

４．工事内容

・外壁長寿命化改修
・塗装改修
・雨とい改修

５．工　期

契約工期　契　約　日から令和　年　月　日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間　現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間　現場施工に着手するまで
現場施工期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
ただし、仮設工事等は施設との協議による

６．工事範囲

※「３．工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「３．工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事種目 工事項目				
② 仮設工事				
③ 防水改修工事				
④ 外壁改修工事				
-1 コンクリート打放し仕上げ外壁				
-2 モルタル塗り仕上げ外壁				
-3 タイル張り仕上げ外壁				
(-4) 塗り仕上げ外壁				
○				

Ⅱ　建築改修工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書（改修）及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（2）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。

（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。⊙ 印と (※) 印の付いた場合は、共に適用する。　⊙ 印と ※の場合は、⊙のみを適用する。
3）特記事項に記載の｛　.　.　｝内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
4）特記事項に記載の［　.　.　］内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5）特記事項に記載の（　.　.　）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
6）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　　）内は製品名を示す。
7）本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
なお、🄶 印は設計図書で定めのある品目を示す。
8）注は改修標準仕様書及び標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項　目	特　記　事　項

1　一般共通事項

① 適用基準等

※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等
※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書）
※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　令和４年版）
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

② 条件明示事項

保険の種類　{1.1.3}
※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの）
※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの）
※請負業者賠償責任保険等　・
保険の期間　※工事完成期日後１４日を含む期間　・

③ 工事実績情報の登録

※行う（請負代金額500万円以上、10日以内に登録）　・行わない　[1.1.4]{1.1.8}

4 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力　風速（Vo=　m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
・積雪荷重　H12.5.31告示第1455号における区域　別表（　）
・大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角
・1/200　・1/150　・1/120　・　・図示（　）
確認箇所（　）

5 別契約の関連工事

※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。[1.1.7]
・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する。

6 施工に注意を要する区域等

本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。[1.1.12、13]
・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物
・　・

⑦ 工事の記録

埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。[1.2.4]{1.6.6}
埼玉県電子納品運用ガイドライン　※適用する（CD-R又はDVD-Rで１部提出）
・適用しない

8 電気保安技術者

適用する　[1.3.3]{1.3.1}

⑨ 施工条件

施工時間　(1.3.5)[1.3.5]
・行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
※公告に別に添付する＜埼玉県営繕工事における「週休２日制モデル工事」特記仕様書＞を参照のこと
施工時間以外の施工条件
・図示による　・

⑩ 施工中の安全確保

本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。[1.3.7]

⑪ 環境保全等

建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。[1.3.11]

⑫ 発生材の処理等

引渡しを要するもの　[1.3.12]{1.1.13}
※無し（全て構外搬出適正処理）　・有り（※図示　・　）
注 a）発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。
b）産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。
c）引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。

⑬ 県産品の使用

受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。{1.4.2}

⑭ 環境への配慮

建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。[1.4.1]{1.4.3}
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑮ 材料の品質等

※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。[1.4.2]
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定的な供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。

⑯ 石綿含有建材の調査

調査　[1.5.1]
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（　）
・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析方法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示　・

17 技能士

[1.6.2]{1.3.3}

工事種別	適用技能士	
仮設工事	・とび作業	
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業	・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
	・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業	・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業	・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
	・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業	・FRP防水工事作業
	・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業	
	・左官作業	・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業	・タイル張り作業
	・建築塗装作業	**・樹脂接着剤注入工事作業**
建具改修工事	**・ビル用サッシ工施工作業**	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工作業	**・建築フィルム作業**
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上作業
	・木質系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業
	・ボード仕上げ工事作業	・タイル張り作業
	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業	・保温保冷工事作業
	・壁装作業	
塗装改修工事	・木工塗装作業	・建築塗装作業
耐震改修工事	**・鉄筋組立て作業**	・型枠工事作業
	・とび作業	・構造物鉄工作業
その他	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業	

18 化学物質の濃度測定

(1.5.9)[1.7.9]

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒト	100μg／m^{3}（0.08ppm）以下	※厚生労働省が定める指針値，量単位の換算は２５℃
トルエン	260μg／m^{3}（0.07ppm）以下	
キシレン	200μg／m^{3}（0.05ppm）以下	
エチルベンゼン	3,800μg／m^{3}（0.88ppm）以下	
スチレン	220μg／m^{3}（0.05ppm）以下	
パラジクロロベンゼン	240μg／m^{3}（0.04ppm）以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法　※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法)
・吸引方式(アクティブ法)　・拡散方式(パッシブ法)
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下ＨＰＬＣ）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下ＧＣ／ＭＳ）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、ＨＰＬＣ又はガスクロマトグラフ法（以下ＧＣ）あるいはＡＨＭＴ－吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しＧＣまたはＧＣ／ＭＳのうち採取機器に適応した分析法による。
測定対象室　・監督員の指定する室（　室）　・図示
測定箇所数　※（　）　・図示
測定時期　※工事着手前及び完了後
報告書　※２部　・

19 中間検査

中間検査　※行う（埼玉県建設工事検査要綱第５条）・行わない　[1.7.2]{1.5.1}
中間検査実施回数（　）　実施段階（　）監督員の指示による
中間検査成績評定　※対象外　・対象（埼玉県建築工事成績評定要領第２）

⑳ 完成図等

監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱別表第１に示す書類を原則電子データで提出する。　[1.8.1～3]{1.6.1～3}

完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの）
図面情報電子化媒体　※CD-R又はDVD-R，１部
CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　・JWW
（埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADﾃﾞｰﾀのﾊﾞｰｼﾞｮﾝは監督員と協議する）
保全に関する資料　※１部　・　部（**通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する**）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　※適用する(CD-R又はDVD-Rで1部提出）・適用しない
撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・
撮影箇所　※外部（　）内部（　）
着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表５
原本及びアルバムを各1部提出
原本(電子媒体：撮影時のJPEG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り（外部全景）完成写真　・要　・不要
施設CADデータ　・更新して提出　・更新しない

21 保証書

防水工事　※屋上防水　・外壁防水　・金属屋根　・　{1.6.4}
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料ﾒｰｶｰの3者連名とし2部提出する。
上記以外　・１部提出

22 その他

・予備材料　※監督員の指示による　・
・下請契約　※全体及び県内に分け、契約数及び契約金額の総計を提出する。

2　仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策

・防音パネル　・防音シート　[2.1.3]
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※図示　・

② 足場等

[2.2.1][表2.2.1]
「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場　・設置する（設置範囲　・図示　・　）　・設置しない
防護シート　・設置する（設置範囲　・図示　・　）　・設置しない
内部足場　・設置する（※脚立、足場板等　・　）　・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター（・図示　・　）
Ｄ種：利用可能な階段　（・図示　・　）

墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する（労働安全衛生規則第561条の2）

③ 既存部分の養生

[2.3.1]
既存部分　養生の方法（※ビニルシート、合板等　・　）
既存家具、既存設備等　養生の方法（※ビニルシート等　・　）
既存ブラインド、カーテン等
養生の方法（・ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　・　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・図示　・

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・　[2.3.2][表2.3.1]
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・Ａ種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうボード（9.5mm） 種類（　）	・無し ・片面	※有り
・Ｂ種		・合板（9.0mm） 材種（　）		
※Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	・無し ・片面	※図示　・　か所	・有り ・無し
・	・			

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

5 監督員事務所

規模　・既存建物内の一部を使用　[2.4.1]
・構内に新設　m^2
※設置しない（下記備品のみ用意する）
備品（　名分相当）
・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽
・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー
・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機
・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター

⑥ 現場表示板

※設置する（{1.1.12}による表示　・要　・不要）　・設置しない　[2.4.1]{1.1.12}

⑦ 工事用水

構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

⑧ 工事用電力

構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（別途施設調整を行うこと）

9 工事用搬入路

※図示　・

10 仮囲い

※設置位置等は監督員の指示による　・図示

11 交通誘導員

必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所　※監督員の指示による　・図示

12 快適トイレ

仕様　※図示　・

3　防水改修工事

1 施工数量調査

調査範囲　・図示の範囲　・　[1.6.2、3]
調査方法　・図示　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数　・２部　・

2 降雨等に対する養生方法（とい共）

※[3.1.3](5)(ｱ)～(ｳ)による　・　[3.1.3]

3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）　・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　）　・行わない
既存露出防水層表面の仕上塗装除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI）　・行わない
既存塗膜防水層表面の仕上塗装除去　・行う（L4X）　・行わない

4 既存下地の処理

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・　[3.2.6]

POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　※[3.2.6](4)(ｳ)(g)①～③による　・

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理　・図示　・

5 アスファルト防水

屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 🄶 [9.2.1～3]	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm 以上 **又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/m^{2}程度** ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・ **・ﾓﾙﾀﾙ押え(屋内)**
・Ｐ１Ｂ	・B-1 **・B-2**				
・Ｐ２ＡⅠ	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(材質) **※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA** （ｽｷﾝ層付き） ・ (厚さ)・　mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ **70g/m^{2}程度** ・	
・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１ＢＩ	・BI-1 **・BI-2**				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　（　）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネルⅠ類（厚さ　mm、幅　mm）

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 🄶	仕上塗料	備考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	
・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ	・D-1 **・D-2**			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) **・設ける** **・設けない** (改修用ﾄﾞﾚﾝ) **・設ける** **・設けない**
・ＰＯＤＩ **・Ｍ３ＤＩ** **・Ｍ４ＤＩ**	・DI-1 ・DI-2		[3.3.2(9)] **(種類)** **・** **(厚さ)** **・　mm　・**	(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) **・設ける** **・設けない** (改修用ﾄﾞﾚﾝ) **・設ける** **・設けない**

高日射反射率防水の適用 🄶　※適用する　・適用しない
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　（　）mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　（個）

	課長	副課長		主幹	主査	担当	日付	工事名	図面No.
小　鹿　野　町							2025.7.24	町営住宅東腰団地外部改修工事	AA-01
							改訂 R7.1(Ver.R6-2)	図面名称 特記仕様書（改修その１）	